

荒川区芸術文化推進会議設置要綱

平成26年8月28日制定
(26荒地文第658号)
(副区長決定)
平成27年3月3日一部改正

(設置)

第1条 荒川区芸術文化振興プラン(改定版)を着実に推進し、荒川区の芸術文化の一層の振興を図るため、荒川区芸術文化推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 荒川区の芸術文化施策の取組状況
- (2) 荒川区の芸術文化施策への助言
- (3) 前各号に掲げるほか、区長が必要と認める事項

(構成)

第3条 推進会議は、次の各号に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員14人以内で組織する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 荒川区顧問 2人以内
- (3) 関係団体代表者等 7人以内
- (4) 区職員 3人以内

2 前項第4号の区職員は、地域文化スポーツ部を担任する副区長及び地域文化スポーツ部長の職にある者をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 推進会議に座長を置く。

- 2 座長は、学識経験者である委員の中から、委員の互選により定める。
- 3 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、委員の中から座長が指名する。
- 5 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集等)

第6条 推進会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、地域文化スポーツ部文化交流推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、座長が別に定める。